

2024年3月28日

新新薬品工業株式会社
代表取締役会長 布目 荘太 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関
理事長 西島 秀向
【連絡先(事務局)】担当：松田
〒540-0024 大阪府中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL 06-6920-2911 / FAX 06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
ウェブサイト : <https://www.kc-s.or.jp>

お問合せ

私ども消費者支援機構関西は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人で、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む学識者、弁護士、司法書士、消費生活相談員、一般消費者等によって構成されています。2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として、さらに2017年6月21日に消費者裁判手続特例法第71条に基づく特定適格消費者団体として認定されています。(当法人の組織概要は、ウェブサイトをご参照ください。)

さて、消費者から当団体に対して、貴社が販売する清涼飲料水「リパソールAT」(以下「本商品」といいます。)の表示に関する情報が寄せられ、現在、当団体にて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるような表示がないか、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)上の疑義がないかについて検討しております。

つきましては、貴社に対し、下記のとおり質問がございますので、2024年4月30日までに、文書でご回答いただきますよう、お願い申し上げます(なお、本文中の本商品のパッケージやラベルの記載についての引用は、本年2月15日時点のものです。)

当団体は、貴社に対する「お問合せ」の活動については、貴社に対して「お問合せ」活動を行っていること自体も含め、非公開で行っております。

今後、貴社に対する「申入れ」等の活動に移行した場合は、当団体から貴社に対する「申入れ」の内容及びそれに対する貴社からのご回答等、「申入れ」以降の全ての経緯及びその内容を当団体ホームページ等で公開いたします(当団体の活動方針

の詳細については、別添の「KC'sの『お問合せ』『申入れ』『要請』『差止請求訴訟』における活動方針・情報公開ルールについて」をご参照ください。

なお、貴社が、このたびの当団体からの「お問合せ」を機に、当団体の担当者との面会・協議を行ないたいとお考えの場合には、その旨を上記の回答期限までに当団体宛、ご連絡願います。

貴社の誠実、真摯なご対応を期待しておりますので、宜しくお願い申し上げます。

記

(質 問 事 項)

- 1 本商品の商品パッケージ（10本入りケースの外箱）には「飲む前にも、毎日の健康に」との表示があり、本商品の本体ラベルにも「飲む前にも、毎日の健康に」との表示があります。

消費者から見ると、これらの各表示は、貴社が、アルコール飲料、すなわち「お酒」を飲む前に本商品を飲むことを推奨する趣旨を表示したものと、いう印象を受けますが、貴社が上記表示をされた趣旨について、このように理解してよろしいでしょうか、貴社のご見解をお聞かせください。

- 2 「お酒」を飲む前に、本商品を飲用することによって、本商品を飲用した者の身体や健康に、どのような影響があるものとお考えでしょうか、貴社のご見解をお聞かせください。

- 3 当団体としては、一般消費者が本商品の上記商品パッケージや本体ラベルを見ると、「本商品を飲用することにより、飲酒による身体へのダメージを軽減する、もしくは、二日酔いに効く」との印象を持つものと言わざるを得ないと考えますが、この点に関する貴社のご見解をお聞かせください。

以 上